

# NMR工法による配水管における赤錆防止及び残留塩素低減防止効果等の検証に関する共同研究協定書

横浜市水道局（以下「甲」という。）と株式会社アクアエンジ（以下「乙」という。）は、NMR工法による配水管における赤錆防止及び残留塩素低減防止効果等の検証に関する共同研究（以下「共同研究」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、共同研究の実施に必要な事項について定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 本協定における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 「研究成果」とは、本協定に基づき得られたもので、第7条に規定する実績報告書中で成果として確定された発明、考案、意匠、商標、著作物及び秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）などの技術的成果を言う。

(2) 「知的財産権」とは、研究成果のうち次に掲げるものをいう。  
ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権及び外国におけるこれらの各権利に相当する権利  
イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利及び外国におけるこれらの各権利に相当する権利  
ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国におけるこれらの各権利に相当する権利

エ 研究成果におけるノウハウ  
2 本協定において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、プログラム等の著作物の対象となるものについては創作及びノウハウの対象となるものについては案出をいう。

3 本協定において、知的財産権の「実施等」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

## （共同研究内容）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる研究を共同で実施する。

### (1) 研究課題

NMR工法による配水管における赤錆防止及び残留塩素低減防止効果等に関する検

証を行う。

(2) 研究内容

別紙「NMR工法による配水管における赤錆防止及び残留塩素低減防止効果等の検証に関する共同研究仕様書」(以下「共同研究仕様書」という。)のとおり

(研究期間)

第4条 共同研究の研究期間は、協定締結の日から平成24年12月31日までとする。

(分担)

第5条 甲及び乙は、共同研究仕様書に定める分担に従い、共同研究を実施するものとする。

(費用負担)

第6条 共同研究の実施に要する費用(以下「研究費用」という。)は、乙が負担するものとする。ただし、弁室築造及び水質試験費は甲が負担するものとする。

(実績報告書の作成)

第7条 甲及び乙は、双方協力して、共同研究の実施期間中に得られた研究成果について、共同研究の完了の翌日から起算して30日以内に実績報告書を取りまとめるものとする。

(ノウハウの指定)

第8条 甲及び乙は、協議の上、実績報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上決定するものとし、原則として、共同研究の完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、期間の指定後において必要があるときは、甲乙協議の上合意した場合、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(共同研究実施上の注意)

第9条 甲及び乙は、共同研究実施における事故の対応について、協力して処置するものとし、これに要する費用は、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項にかかわらず乙は、共同研究実施において乙の所有する施設で事故又は設備の不具合が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

3 乙は、前項における乙の所有する施設で事故又は設備の不具合が発生した場合は、その責任の所在に関わらず、速やかにその旨を甲に通知するものとする。

(第三者への委託)

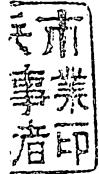
第10条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なしに、第5条に定める自己の研究分担の全部又は一部を第三者に委託してはならないものとする。

(共同研究の中止又は期間の延長)

第11条 甲及び乙は、共同研究を継続することにより自己の業務に支障が生じ、若しくは生じるおそれがあるとき、又は天災その他やむを得ない事由が発生したため共同研究を継続することが困難になったときは、共同研究を中止又は研究期間を延長することができるものとする。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

2 前項の規定により、共同研究を中止又は研究期間を延長しようとするときは、甲及び





乙はあらかじめ相手方と協議して定めるものとする。

(研究成果の帰属)

第12条 研究成果は、甲及び乙が共有することとし、その持ち分は甲乙それぞれ2分の1とする。ただし、甲及び乙が相手方からの技術的情報及びその成果によることなく、単独でなした成果であると相互に書面により認めた場合には、当該成果をなした甲又は乙に帰属する。

(知的財産権の帰属)

第13条 研究成果を対象とする知的財産権については、甲及び乙が共有することとし、その持分は甲乙それぞれ2分の1とする。ただし、前条のただし書の単独成果に基づき単独名義で出願し取得した知的財産権については、相手方から実施許諾の申し出があった場合はこれに応じるものとし、その条件については別途協議して決定する。

2 前項の知的財産権の出願手続については、甲乙協議の上、別に定めるものとし、出願手続及び権利保全に要する費用（弁理士等代理人手続費用を含む）は、持分に応じて負担する。

(持分の譲渡等)

第14条 甲又は乙は、共同研究の結果生じた発明等であって前条の規定により共有となつた知的財産権を、自己の持分の範囲内で甲乙協議により指定した者（以下「発明等承継者」という。）に限り譲渡ができるものとし、別に定める譲渡契約により、これを行うものとする。

2 知的財産権の自己の持分を全て譲渡又は放棄した当事者は、以後当該知的財産権に関する費用負担を免れるものとする。

3 甲又は乙が、第1項の規定により発明等承継者に知的財産権の譲渡を行った場合は、第15条及び第16条中「甲及び乙」とあるのは「甲又はその発明等承継者及び乙又はその発明承継者」と読み替えるものとする。

(第三者に対する実施等の許諾)

第15条 甲及び乙は、知的財産権について、甲及び乙以外の者に実施等を許諾する場合は、協議の上、別途その取扱いを定めるものとする。

(情報の開示)

第16条 甲及び乙は、自己の有する情報、知識等を共同研究の遂行に必要な範囲で相互に開示するものとする。ただし、第三者との契約により秘密保持義務を負っているものは、この限りでない。

(秘密の保持)

第17条 甲及び乙は、共同研究の実施の過程で知り得た相手方の経営上、技術上、営業上の秘密（以下「相手方の秘密」という。）及び研究成果を第三者に漏えいしてはならない。

2 次の各号のいずれかに該当する情報は、前項に規定する相手方の秘密には含まれないものとする。

- (1) 甲又は乙が、相手方から知得する前から保有していた情報
- (2) 甲又は乙の責によらない事由により公知となった情報
- (3) 甲又は乙が独自に第三者から適法に知得した情報

- (4) 発明等の出願に伴い出願公開又は登録により公知となった情報
- (5) 甲又は乙が相手方の秘密を使用することなく自ら独自に開発した情報
- (6) 書面により開示について事前に相手方の同意を得た情報

3 甲及び乙は、相手方の秘密を、共同研究遂行以外の目的に使用し、又は流用してはならない。

(研究成果の公表)

第 18 条 前条の規定にかかわらず、甲及び乙は、共同研究完了の翌日から起算して 3 か月を経過した日以降において、研究成果のうち、未出願又は未公開の知的財産権に係るもの以外のものを、前条で規定する相手方の秘密に係る秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表又は公開すること（以下「公表等」という。）ができるものとする。ただし、相手方の同意を得た場合は、公表等の時期を早めることができるものとする。

2 甲又は乙が公表等を行う場合において、その公表等を行おうとする者（以下「公表希望当事者」という。）は、公表等予定日の 30 日前までにその内容を書面で相手方に通知しなければならない。

3 公表希望当事者は、相手方の書面による事前の了解を得た上で、公表等の内容が共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

4 第 2 項の通知を受けた相手方は、公表等により将来期待される利益を侵害するおそれがあると判断されるときは、当該通知受理後 15 日以内に、理由を付した書面により公表等の対象となる情報の修正を公表希望当事者に請求することができる。

5 前項の修正の請求を受けた公表希望当事者は、相手方と十分な協議を行うものとし、相手方の同意を得ることなく当該請求に係る公表等を行ってはならない。

6 公表希望当事者の相手方は、正当な理由なく前項の同意を拒んではならない。

7 公表等に関して、相手方への通知を必要とする期間は、この共同研究完了の翌日から起算して 5 年間とする。ただし、甲乙協議の上、当該期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(連絡調整)

第 19 条 甲及び乙は、共同研究を円滑に実施するため、隨時連絡及び調整を行うものとする。

(協定の解除)

第 20 条 甲及び乙は、本協定に相手方が違反した場合において、相手方に対し是正要求した日から起算して 15 日以内に協定違反が改善されないときは、本協定を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 21 条 甲又は乙は、本協定に違反する行為又は故意若しくは重大な過失により相手方及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有効期間)

第 22 条 本協定の有効期間は、第 4 条に定める期間とする。ただし、甲乙協議により、この期間を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第 7 条及び第 8 条の規定については当該条項に定める期間、

横  
水  
管

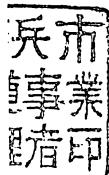
第13条から第15条までの規定については知的財産権が消滅する日又は発明等の出願について拒絶の査定若しくは審決の確定する日のいずれか最終の日まで、第17条第1項に規定する相手方の秘密については甲及び乙が失効につき合意するまで、研究成果については本協定終了後5年間、第18条及び前条の規定については、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで、効力を有するものとする。

(裁判管轄)

第23条 本協定に関する訴えの提起等は、当該訴えにおいて被告となる当事者の主たる事務所又は本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(その他の事項)

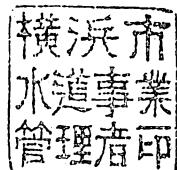
第24条 本協定に定めがない事項について、これを定める必要がある場合又は本協定の各事項の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。



本協定の締結の証として本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年7月13日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市水道事業管理者  
水道局長 土井一成



乙 横浜市緑区霧が丘四丁目1番地 11-501  
株式会社アクアエンジ  
代表取締役 白濱英一

## 別紙

### NMR工法による配水管における赤錆防止及び残留塩素低減防止効果等の検証に関する 共同研究仕様書

#### 1 共同研究課題項目

NMR工法による配水管における赤錆防止及び残留塩素低減防止効果等に関する検証を行う。

#### 2 共同研究内容

次の項目について、研究・検証を行う。

- (1) 管内事前調査等
- (2) 機器設置
- (3) 段階調査
- (4) 事後調査
- (5) 検証（報告書作成）

#### 3 共同研究の分担

	項目	甲	乙
1	知的財産権調査等		○
2	機器類の設置状況調査		○
3	関連データの提供	○	○
4	フィールド試験結果の検証・評価	○	○
5	現場での使用に関する技術的助言	○	○
6	装置に関する技術的助言	○	○
7	コストメリットに関する評価	○	○
8	報告書作成	○	○

#### 4 法令等の遵守

共同研究を遂行するにあたり、協定書を遵守し、かつ共同研究に関する各種法令を守らなければならない。

#### 5 研究期間の延長

乙は、共同研究を延長し、継続して行う必要があるときは、研究期間満了の1か月前までに、甲と協議するものとする。

#### 6 疑義等の決定

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合の解釈及び共同研究の細目については、甲乙協議して定める。また、乙は仕様書に示されていない事項で、共同研究の性質上必要な調査等を行う場合には、甲に協議しなければならない。